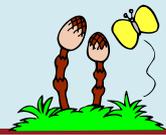


今月の
テーマ

- はじめに 組織は相乗効果を狙い第三の道を
1. 住宅リフォームは今年がラストチャンス？
 2. 診療報酬改定！診療所のみなさん、地域医療貢献加算が変わります
 3. 知っているようで知らなかった ～印紙税の注意点～



組織は相乗効果を狙い第三の道を

震災の復興を単にもとに戻すだけでなく新しい産業スタイルを作りだし、東北と日本の経済、生活の再生を目指すべきだという事は共通認識されていると思います。しかし、いざどの方向を目指すべきかになると玉石混交です。日本の食事の台所的な存在であり製造業の生産基地だった地域がどのような方向性を目指すべきなのか、この東北地方の復興に早稲田大学顧問野口悠紀雄氏が重要な提言をされています。「行政機能の移転はイスラマバードやブラジリアなど海外の例を見てもうまくいっていない。移転が成功しているのは大学や研究所。大規模な医療センターや研究センターを東北に作ると付加価値の高い産業群が育成される」とのアイデアです。過去にも震災後に新天地に教育機関を立地させてうまくいったケースが日本にもあるのだそうです。1923年の関東大震災で神田校舎が壊滅した東京商科大学（現在の一橋大学）が国立市に移転し、松林と雑木林の原野にドイツの大学町をモデルにした学園都市を創ったのだそうです。アメリカのスタンフォード大学も何も無い原野、当時は辺境の地であったカリフォルニアに作られ、そこからIT産業が起りシリコンバレー発展の基礎になったのだそうです。

シリコンバレーの地域産業システムは、30歳の若さでハーバード大学の教授となった戦略論の大家ポーターが提言するクラスター（ある特定の分野における、相互に結びついた企業群と関連する諸機関からなる地理的に近接したグループ）の成功例です。産業集積の古い要因（経済地理学的な資源立地、市場立地等の集積メリット要因）は経済のグローバル化の中で重要性が失われましたが、知識基盤型社会では新たなクラスター＝集積のあり方が競争に大きな役割を果たすようになってきていると指摘されています。企業間関係が専門的に柔軟なネットワークで結ばれ、「1+1=2」以上の世界を作り出すことができるのがクラスターの良いところなのですね。カリフォルニアにはワイン・クラスターでも大成功しています。日本の地場産業は土とか木材とか、資源のあるところに立地しましたが、集まることによってより高度な研究や販売ができる、相乗効果の出る組み合わせが良いのです。集積によるシナジーはよく、ガンやハクチョウなどの大型の鳥が、飛ぶときにV字型に編隊飛行し気流を上手に活用しながら1.7倍近くも遠くに飛ぶことを実現していることに例えられます。

また第三の道という考え方もあります。Win/lose（どちらかが勝ったら、どちらかが負ける）ではなくWin/Win（両方勝つか、それが見込めないのなら取引をしない）考え方です。これは対話や交渉だけでなく組織の将来を考える上でも参考になるのではないのでしょうか。千利休（規制の価値観を破壊して新たな美を生み出す茶の湯を作り、400年を過ぎてその茶の湯は世界各国で親しまれています。）が豊臣秀吉の怒りを買って屈服するか切腹するかを選択を迫られ、回りの嘆願運動もかなわずに残念なことに切腹死しました。しかし、同じく堺の有名人に秀吉の怒りを買って利休と同様のピンチにあい、壮麗な邸宅や財産を菩提寺の大安寺に寄進して日本人町のあるルソン（フィリピン）へ脱出し、それまで以上に豪商として繁栄した納屋助佐衛門（またの名を呂宋（ルソン）助佐衛門）がいます。二者択一を迫られているのに第三の道、海外に進出して成長する道を選ぶとは、貿易を通じて広い海外の情報を持っていたのでしょうか。狭い世界での判断ではなく、グローバルな視点からの判断はできたのだと思います。したがって、国内に集積するのは良いですが広く海外からの技術も呼び込める産業集積をすべきなのでしょう。

さらに「人は能力を失うことによって進化した」という考え方もあります。人間は体毛を持たなかったために、寒さをしのぐための知能を発達させ、サルが住むことのできない地域まで進出を可能にした、というのです。また記憶力もチンパンジーに劣る人間は、記憶力を失うことにより想像力（創造力）を手にいれたのだそうです。チンパンジーよりも前頭葉の構築に関わる遺伝子が少ないゆえに、逆に前頭葉が大きくなり知性の源泉になったのだそうです。

集積したり、互いの相乗効果を狙う、第三の道を考える、欠乏がチャンスになる。災害復興のみならず組織経営におおいに使える考え方ではないのでしょうか。

成迫 升敏



住宅リフォームは今年がラストチャンス？

～平成24年リフォーム又は平成25年リフォームをした場合の比較～

今回は「住宅リフォームに関する支援策」についてご紹介させていただきます。現在リフォームには「住宅エコポイント」「減税制度」などさまざまな支援策がありますがわかりづらいのが現状です。そこでそれらを整理し、自己資金でリフォームをした場合について比較してみました。

○現在の住宅リフォーム支援策の一覧

| 支援策\リフォーム | 耐震リフォーム | バリアフリーリフォーム | 省エネルギーリフォーム |
|-----------------------------|-----------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 所得税の税額控除 | 最大20万円 | 最大15万円 省エネルギーリフォームと併用可、最大20万円 | 最大20万円 +太陽光発電設備設置は最大30万円 |
| 家屋に係る固定資産税の軽減 | 翌年度から2年間 1/2に軽減 | 翌年度から1年間 2/3に軽減 | 翌年度から1年間 2/3に軽減 |
| 贈与税の非課税 | 最大1,610万円まで | 最大1,110万円まで | 最大1,610万円まで |
| 復興支援・住宅エコポイント 1ポイント=1円相当 | 最大45万ポイント | 最大30万ポイント | 最大30万ポイント |

○平成24年リフォーム又は平成25年に自己資金でリフォームした場合の比較

内窓設置(1.9m×1.5mを5箇所)で35万円、加えて以下の様なリフォームをした場合のメリットをまとめたのが下表です。

| 支援策\リフォーム (内窓設置35万円+各リフォーム200万円) | 耐震リフォーム 耐震改修で200万円 合計235万円 | | バリアフリーリフォーム 浴室改良(手摺など)で200万円 合計235万円 | | 省エネルギーリフォーム 外壁断熱工事で200万円 合計235万円 | |
|-------------------------------------|----------------------------------|-------------------|--|-------------------|--|-------------------|
| | 平成24年 | 平成25年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成24年 | 平成25年 |
| 所得税の控除 | 20万円 | 20万円 | 15万円 | 0円 | 20万円 | 0円 |
| 固定資産税の軽減 (家屋にかかる固定資産税額を9万円/年と想定) | 9万円 (2年間計) | 4.5万円 | 3万円 | 0円*2 | 3万円 | 0円*3 |
| 贈与税の非課税*1 | 0円 | 0円*4 [△12.5万円] | 0円 | 0円*5 [△12.5万円] | 0円 | 0円*6 [△12.5万円] |
| 復興支援・住宅エコポイント | 24万ポイント | 0ポイント | 10万ポイント | 0ポイント | 19万ポイント | 0ポイント |
| 合計 | 53万円 | 24.5万円 | 28万円 | 0円 | 42万円 | 0円 |

*1 親から工事代金の贈与を受けたと想定 *2,3 平成25年3月までに完成すると3万円 *4,5,6 平成27年以降では△12.5万円

結果として耐震リフォームでは28.5万円、バリアフリーリフォームで28万円、省エネルギーリフォームで42万円の差が出ました。つまりそれだけ、平成24年内にリフォームをする方がお得ということです。もしリフォームの時期を平成24年又は平成25年かで悩まれている方がいらっしゃいましたら、可能であれば平成24年がおすすです。

また比較表のとおり、メリットが大きいのは所得税の控除(減税)と復興支援・住宅エコポイントで、これらの支援策をきちんと活用できるかが最も大切です。特に住宅エコポイントは、断熱改修工事(設例の内窓設置の他に、外窓、ガラスの交換、外壁、屋根、天井又は床に断熱材を入れるなど)を前提にポイントがつき、加えて耐震、バリアフリー、省エネに関してリフォームをした場合に追加でポイントがつく仕組みになっています。

ご紹介した支援策以外にも、各市区町村で独自に補助金が出ることもあります。長野市では住宅リフォーム補助事業として15万円、松本市も住宅リフォーム助成事業として10万円の補助金が出たことがありましたので、今後このような情報収集も大切になります。

実際の適用には、様々な要件があるので注意が必要です。(例えば復興支援・住宅エコポイントであれば、ポイント使用にあたり1/2以上のポイントを復興支援商品に交換していただく必要があるなど。)ご興味ございましたら、お気軽に弊社担当者までお問い合わせ下さい。

診療報酬改定！ 診療所のみなさん、地域医療貢献加算が変わります

長期不況・財源不足の中、民主党政権下では2回目となる診療報酬改定が3月5日に決定されました。全体で0.004%とプラス改定とは言えるものの、事実上はほぼ据え置きとなりました。また、介護との連携、在宅医療の充実、そして患者の分散による病院医師と看護師の負担軽減に重点が置かれた配点となりました。今回は、この改定の中でも特に、どの診療所も算定しやすくなった「時間外対応加算」についてご紹介いたします。

地域医療貢献加算の現状

時間外対応加算は、現行の地域医療貢献加算の要件がより細分化されたものです。現行の地域医療貢献加算を算定している医療機関は全国で約22%、長野県で約35%と少なく、診療時間外に患者さんへ対応する負担を懸念する医療機関が多いことを表しています。

しかし平成23年10月に中央社会保険医療協議会が行った調査によると、地域医療貢献加算の届出を提出した診療所の時間外対応は、平均問い合わせ数が2週間で5.4件、その平均対応時間は一回10.9分、2週間で約1時間とされており、算定がそれほど重い負担につながるとは一概に言えないようです。

時間外対応加算の内容

今回の改定のポイントは、現行の地域医療貢献加算が電話対応の体制に応じて加算点数が5点、3点、1点と3段階に分かれたことです。(下図参照)

【時間外対応加算改定のポイント】

| | | 点数 | 電話対応の体制 (問い合わせへの対応) | 他医療機関との 輪番で対応 | 患者への周知 | |
|-----|--------------|-------------|----------------------------------|--|--|-------------|
| 改定前 | 地域医療 貢献加算 | 3 点 | 準夜帯 * 休日、深夜・早朝は留守番電話 での対応可 | 認められない * 原則、自院で対応 | 対応者や緊急時の 対応体制・連絡先等を患者に 周知することを 要す | |
| | 改定後 | 時間外 対応加算 | 1 | 5 点 | | 深夜、休日を問わず常時 |
| 2 | | | 3 点 | 準夜帯 * 休日、深夜・早朝は留守番電話 での対応可 | | 認められない |
| 3 | | | 1 点 | 当番日の標榜時間外の準夜帯 * 休日、深夜・早朝は留守番電話 での対応可 | 地域の医療機関との輪番が可能 * 当番日は原則、自院で対応 * 輪番する医療機関数は3以下 | |

時間外対応加算の効果

この加算を算定すると、1年間でどのくらい収入が増えるか、右のような診療所を例にとって計算してみます。

時間外対応加算1の77.9人は稼働日の約2.5日分、時間外対応加算2の46.7人は1.5日分の再診患者数にあたります。このように考えてみると、この加算で増える収入は決して少なくないことが分かります。

| | |
|--------|----------|
| 診療科 | 内科(院外処方) |
| 稼働日 | 20日/月 |
| 再診患者 | 30人/日 |
| 平均患者単価 | 5,500円 |
| 粗利率 | 84% |

| 時間外対応加算 | 増えると予想される収入 | 患者数に 置き換えた場合 |
|--------------|---------------------------|-----------------|
| 時間外対応加算1(5点) | 30人×20日×5点×10円×12月=36万円 | 77.9人 |
| 時間外対応加算2(3点) | 30人×20日×3点×10円×12月=21.6万円 | 46.7人 |
| 時間外対応加算3(1点) | 30人×20日×1点×10円×12月=7.2万円 | 15.5人 |

最大で
36万円
の収入増

以上のような効果を考慮し、ぜひ時間外対応加算の算定を検討してみてはいかがでしょうか。もしご不明な点があれば弊社担当者までご相談下さい。

知っているようで知らなかった～印紙税の注意点～

税務調査で調査される税目は法人税、所得税、消費税だけでなく、印紙税もその対象です。皆さんがよく目にするのは領収書へ貼る 200 円の収入印紙かと思いますが、印紙税は「**文書に課税される税金**」のため、領収書のみならず契約書もその対象です。今回は、改めて印紙税の基本的な知識とそのポイントについてご紹介致します。

1 印紙税の対象は…

印紙税の対象となる文書は 20 種類に特定されており、主に「**金銭の受け渡し**」「**契約の締結**」を記載した**文書**です。



【**タイトルや形式に騙されない。印紙を貼るかはその内容により判断します。**】

例) 現金を受け取った際に**仮領収書**を作成し、後日、**正式な領収書**を作成した場合
→正式な領収書だけでなく**仮領収書**にも印紙を貼らなくてはなりません。

2 誰が貼るの？

印紙を貼るのは文書の**作成者**です。契約書のようにお互いが共同して 2 枚以上作成する文書は、お互いに印紙を貼る義務があります。ただし、片方が印紙を全て貼れば、もう片方は義務を免除されます。



【**消印をしなければ印紙税を納めたとは認められません。**】

二重線を引っ張るだけでは認められず、印章または署名をしなければなりません。

3 印紙を貼らないとどうなるの？

その文書が無効になることはありません。しかし、その納付しなかった印紙税額の「**3 倍**」の金額が、過怠税として徴収されます。納付していないことを**自ら申し出た場合**は、印紙税額の「**1.1 倍**」が過怠税の金額となります。



【**過怠税は経費となりません。**】

4 印紙税 迷いやすい事例

弊社に寄せられる印紙税の質問の中でも特に多いものをご紹介します。

| 迷いやすい事例 | 印紙税は？ |
|------------------------------------|---------|
| 消費税抜きで 3 万円未満の領収書 | 貼らない*1 |
| 3 万円以上(税抜き) のレシート | 貼る |
| 3 万円以上(税抜き) のレシートと領収書を発行した場合 | 2 つとも貼る |
| 売上金額と支払金額を相殺した領収書 | 貼らない |
| クレジットカードで支払った場合の領収書 | 貼らない |
| 個人が自宅を売った場合の領収書 | 貼らない*2 |
| 不動産購入の仮契約書 | 貼る |
| 3 万円未満となるように領収書を分けた場合 | 貼らない |
| 現金ではなく、振込入金があったものに対し、改めて領収書を発行する場合 | 貼る |

*1 消費税が明記されていること。消費税の免税事業者は税込金額で判定する。 *2 営業に関しないものは印紙税がかからない。

5 こんな場合どうする？



「10 万円の印紙を買ったけど、契約が変更になって使わなかった…」

→未使用で汚れていない収入印紙は、郵便局で他の金額の収入印紙と交換することが出来ます。
(手数料：持ち込んだ印紙 1 枚につき 5 円)
→金券ショップにて買い取ってくれます。(買取価格は各ショップにより異なります)



「印紙を貼った契約書が間違っていた…」

→**相手方の署名押印がない場合**、その契約書を税務署へ持っていき手続きを行うと、**印紙税が還付されます**。
契約が解除・変更になった場合でも、**相手方の署名・押印があるものは還付されませんのでご注意ください**。
(以上)